諮問番号：令和元年度諮問第６号

答申番号：令和元年度答申第１１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年６月２１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人が契約者となっている生命保険の保険料は、審査請求人の母（以下「母」という。）が支払ってきたものであるから、生命保険の解約返戻金は母の資産であり審査請求人の資産ではないため、本件処分は違法であり不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人の保護開始について

処分庁は、平成２９年２月１６日の相談時及び同年３月２日の申請時に、審査請求人の生命保険について、申請後の解約の場合は返還の義務があることについて説明していることが認められる。

その上で、早急に資産活用することが困難な状態であり、審査請求人が生活に困窮している現状に鑑みて、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第３の問１１のとおり、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第６３条を適用することを条件に、申請日から生活保護を開始する決定を行ったものと認められる。

（２）生命保険金の解約返戻金について

処分庁は、解約返戻金が保護開始後の平成２９年４月２８日に振り込まれた旨の収入申告書が、同年６月１２日に審査請求人から提出されたことから、同月２１日付けで本件処分を行ったものと認められる。

審査請求人は、保険料は母が支払っていたものであるから、解約返戻金も母のものであり、審査請求人の資産ではない旨主張している。

しかしながら、母が保険料を支払っていたとする事実を証する挙証資料は見当たらず、生命保険の契約者及び被保険者は審査請求人であることから、審査請求人名義の口座に振り込まれた解約返戻金は審査請求人の資産であると考えざるを得ないとした処分庁の判断には、一定の合理性が認められる。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和元年６月３日　　　諮問書の受領

令和元年６月５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：６月１９日

口頭意見陳述申立期限：６月１９日

令和元年６月１８日　　第１回審議

令和元年７年９月　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、「保護の補足性」について規定しており、第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第１項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の第３の問１１は、保護申請時における保険の取扱いについて、「保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第６３条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。」としている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年３月２日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２９年４月１７日付けで処分庁が受理した、同月１０日付けの法第２９条に基づく審査請求人の生命保険契約についての照会に対する回答書では、「保険契約者」欄に審査請求人の氏名が記載され、「契約日」欄に「１９９４年７月１日」、「保険料」欄に「１，８００円　月払」、「解約払戻金」欄に「３２５，９００円　回答日現在」との記載がある。

（３）平成２９年６月１２日付けで審査請求人が処分庁に提出した収入申告書では、「仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金等）、その他の私的収入」欄に「有」とし、「○○○○○○○○○○○○○○○○○解約金３２５，９００円」との記載があり、同時に提出された審査請求人名義口座の預貯金通帳の写しには、同年４月２８日に３２５，９００円が入金されている旨の記載がある。

（４）平成２９年６月１５日付けで、処分庁は、収入認定額が３２５，９００円、支弁額が３９０，１０５円であることから、３２５，９００円を要返還額として認定した。

（５）平成２９年６月２１日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、３２５，９００円を返還金とする本件処分を行った。

（６）平成２９年９月９日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、生命保険の保険料は母が支払ってきたものであるから、生命保険の解約返戻金は母の資産であり、審査請求人の資産ではない旨主張している。しかしながら、生命保険契約の保険契約者が審査請求人であること、また、解約返戻金が審査請求人名義口座に入金されていることから、当該解約返戻金は審査請求人の資産であると判断せざるを得ない。そして、保護の開始日から本件処分を行った日までの間に審査請求人に支弁した保護費が３９０，１０５円であることから、解約返戻金３２５，９００円全額を返還決定したことが認められる。

（２）処分庁は、生命保険契約に関し、解約の必要性や、解約返戻金を受け取った際には返還する必要があることについて、保護の申請時から審査請求人に対して説明している。その上で、早急に資産活用することが困難な状態であり、審査請求人が生活に困窮している現状に鑑みて、課長通知に基づき、保護適用後に保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第６３条を適用することを条件に、生命保険契約を解約させないで保護を開始したのであり、本件処分は、前記１の法令等の定めに従い行われたものと認められる。

（３）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子